



答申第 492 号
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日付け神戸市参区第 698 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 兵庫県乳児子育て支援事業の対象者を抽出し、実施機関より対象者に事業案内等を行うために、住民基本台帳情報を市民参画推進局参画推進部区政振興課からこども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課へ提供することは、公益に資するものと認められ、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

次の①②の児童にかかる下記の情報

- ① 出生時に神戸市に住民票をおいた平成27年1月1日～12月31日生まれの児童
- ② 平成27年1月1日～12月31日の間に兵庫県外からの転入(異動日)により神戸市に住民票をおいた平成27年1月1日～12月31日生まれの児童

【住民基本台帳情報】

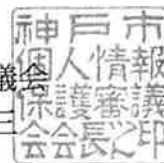
個人番号
郵便番号
住所(漢字)
氏名(漢字・カナ・アルファベット)
通称名(漢字・カナ)
宛名(漢字・アルファベット)
生年月日
転入前住所(漢字)
住民年月日
転出予定年月日
転確年月日
転確住所(漢字)
消除異動事由
消除日



答申第 493 号
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日
付け神こここ第 2031 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり
答申します。

記

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う対象者リストの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 兵庫県乳児子育て支援事業について、実施機関より対象者に事業案内等を行
うにあたり、対象者情報を確実に把握して事務執行するためには、電子計
算機処理が不可欠であり公益に資するものと認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害
することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の
維持管理を適切に行われなければならない。

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う対象者リストの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

次の①②の児童にかかる下記の情報

- ① 出生時に神戸市に住民票をおいた平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日生まれの児童
- ② 平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間に兵庫県外からの転入（異動日）により神戸市に住民票をおいた平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日生まれの児童

【住民基本台帳情報】

個人番号
郵便番号
住所（漢字）
氏名（漢字・カナ・アルファベット）
通称名（漢字・カナ）
宛名（漢字・アルファベット）
生年月日
転入前住所（漢字）
住民年月日
転出予定年月日
転確年月日
転確住所（漢字）
消除異動事由
消除日